

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第40回）議事概要

1 日 時

令和元年6月19日（水）17:00～18:00

2 場 所

総務省10階 共用1001会議室

3 出席者

委 員 相田主査、佐藤主査代理、内田委員、関口委員、高橋委員、
西村（暢）委員、西村（真）委員、山下委員

総務省 秋本電気通信事業部長、大村料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、
武田料金サービス課係長

4 議 事（概要）

（1）会議等の取扱い

本会合の議題として取り扱われるモバイル接続料の算定根拠には、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。）に公表の義務のない、接続料に係る原価、利潤及び需要や、それらの算定の基礎となるデータ等が記載されており、本会合を公開することにより、二種指定事業者の利益を害するおそれがあると認められることから、資料1に基づき、会議を非公開とすることについて主査から提案があり、了承された。

（2）モバイル接続料の算定根拠についての報告

モバイル接続料算定の適正性向上の観点から、二種指定事業者が総務省に提出した接続料の算定根拠について、資料2に基づき総務省から報告が行われ、原価及び需要の算定の在り方等について意見交換が行われた。委員からの主な指摘は以下のとおり。

【原価関係】

○関口委員 原価については、分からないところが多い。少し長い時間をかけて事務方に分析していただいて、またご報告いただくような形がよい。

○佐藤委員 何点か疑問がある。事業者によって直課コストの考え方に違いがあるのはなぜか。費目が会社によって異なっているのはなぜか。異なってもいいのか。接続料原価に対する特定の費目の割合が会社によって大きく違っている。同じビジネスをやっている割には同じ費目の割合があまりに違うので、仕分けの考え方が異なるのではないか。配賦についても、どの段階でどの費目を大きく控除するのかというのが会社によって違っている。これはなぜか。

接続料自体はあまり違わなく見えるが、配賦の原則が違うとか、何か理由があって、こうした違いがあると思うので、その理由を確認して、理解を深めるべき。配賦の仕方等、大事なものは確認し、配賦の考え方の違いがあれば、もしかしたらそこは各社考え方を整理していただかないといけないということになるかもしれない。各社がもしかしたら違った解釈をしているかもしれないので、需要についてもそうだが、どう解釈しているかきちっと説明いただいて、それが正しいかどうか検証する必要がある。

【需要関係】

- 佐藤委員 原価と利潤を足して需要で割るとというのが基本的な考え方で、需要は回線容量ということで使用した需要ではなく設備の容量であって、使っている使っていないではなく、投資して設備を構築したらそれで接続料単価をつくっているという理解でよろしいか。そうすると、自分の設備投資に依存して原価も増えるし容量も増えるという接続料ということか。
- 山下委員 需要が実トラヒックではなく回線容量であると、供給側が回線をあまり増やさないと大幅に増やすとかで分母が変わってくる。需要というのは供給側でコントロールできないはずのものであるが、これはコントロールできてしまう。
- 佐藤委員 将来原価方式の関係で、需要のデータを早く出せないのかという議論をしていたときに、前の年度の需要を整理するのに時間がかかるという話があった。そのときには、実需要と思って聞いていたが、回線容量ということであれば、もっと早く数字を出せるのではないか。
- 内田委員 需要の真正性を実トラヒックとの比較で確認すべきではないかとのことだが、トラヒック量に対して回線容量が多いと非効率かということ必ずしもそうではない。待ち行列の基本的な理論から、回線容量が少ないと通信品質が急激に落ちるので、ある程度余裕を持たなければいけないということは理論的にわかっている話。回線容量よりも実トラヒック量が少ないということだけから非効率ではないか、と評価するのであれば、その評価方法は回線容量の真正性を確認する手段として間違っているのではないか。
- 関口委員 需要については、日本通信とドコモの件の大臣裁定により回線容量となった経緯がある。ドコモ側としては、需要は実トラヒックとしてほしいという希望を出していたが、多分、料額がものすごく高い数値になったのではないかと思われ、使う分だけ払うということで、回線容量を分母に持ってくるという裁定になったということのようだ。接続料算定研究会では、MNO側から、回線容量のゆとり部分の多くをMNOが負担しており、分母を実トラヒックにしないと不公平だという主張がなされている。ただ、実トラヒックにすると分母が小さくなり、接続料が上がる。それによって設備投資の一部をMVNOにも負担してもらいたいという希望。
- 相田主査 現状では、MNOが回線容量に余裕があって、MVNOは余裕がないということか。実トラヒックを需要にすると、今の設定だとMVNOの支払いが増える。それはMNOが多分余裕のある回線設計をしているから。逆に、実容量を需要にすると、各MVNOが、ではうちは100メガでつながせてくれ、うちは1ギガでつながせてくれ、でも流れるのは1メガ、ということになる。
- 高橋委員 需要の「真正性」とは何なのかが疑問。何をもって真正と認めるのかがはっきりしていないと、その真正性を担保するためのデータは何なのか、議論ができない。需要は実トラヒックではないというような話なので、どういう状態であれば真正と認められるのかということをはっきりさせていただけると議論がしやすい。
- 相田主査 接続事業者と接続するときには、物理的には最も早い速度でつないでにおいて、ルータのところで、その契約に応じて、例えばここは30メガしか流れないようにするとかを設定しているのだと思うが、まずは接続事業者の回線容量というのは技術的にどのように設定しているのかということを知るのが良いかもしれない。データを簡単に出してもらえないかもしれないけれど、自社使用分と接続事業者使用分に分けて出してくださいとか、接続事業者使用分については接続事業者ごとの容量設定を出してくださいということであれば出しやすいと思う。自社使用分については、どういう設備帯域等と考えているかはわからないところであり、各社ごとに違うことを考えている可能性はあると思う。

○山下委員 恐らく留保分みたいなものを持っているのではないかと思います。自社使用分と、MVNOに貸している部分と、将来、自分の利用者数が伸びたとき、あるいはMVNOにおける利用が増加したときのために留保している部分があると思う。留保分を自社使用分に入れているのかどうかはわからないが、留保分がすごく多い事業者と、そうではなくてかつかつでやっている事業者とがあるのではないかと思います。

○西村（暢）委員 MNOが、回線容量のゆとりの部分をMNO側が負担していると言っているのは、MVNOも将来的に使うかもしれない共有部分という考え方ではなく、MVNO分の負担をMNOが肩代わりしているという発想なのだろうか。共有部分という考え方であれば、それをどう分けるか、あるいは、分けていないというふうな言い方になると思われる。

○内田委員 ある回線容量をMVNOに提供するというときに、その回線容量の確保の仕方によると思う。固定の帯域幅を完全に占有して与えているとして、それを技術的にどう実現しているのかによって変わってくるような気がする。

○相田主査 ガイドラインが明確ではない可能性もある。接続事業者の回線容量といえばPOIの容量、しかし、自社の回線容量といえばPOIがないので、では一体どこの回線容量のことなのかから確認すべきではないか。

※ 最後に、相田主査から、追加の質問・意見等があれば事務局に連絡願いたい旨、それらを含めて、本日なされた質問・意見等について、事務局において対応をいただきたい旨コメントがあり、事務局から、本日なされた質問・意見等については、接続料の算定に関する研究会等、他の研究会における検討等において活用させていただく旨説明がなされた。

以上